

【本書の特徴】

公務員試験は
一般的には択一試験、論文試験、面接試験から構成されます。

そして、択一試験は、
『法律』『経済』『数的処理』が最重要科目であり、
これらの科目の習得には、
相応の時間が必要となります。

一方で、
政治学をはじめ、いわゆる『暗記系の科目』は、
可能な限り、
『効率よく、短期間で習得したい』ところです。

しかしながら、
その『暗記系科目』という特性のため、
既存のテキストやレジュメは、
専門知識や用語が『何の脈絡もなくひたすら羅列』されているものも多く、

いくら忍耐強い公務員受験生といえども、
これはいささか酷です。

そこで、
既存のテキストにありがちな、
『専門知識の羅列』
『読みづらいレイアウト』を極力排除し、

『論理の流れ』を重視し、
『スラスラ読み易い改行、レイアウト』
『重要箇所の強調』を徹底し、

最短・最速で政治学をマスターするために作成したのが、
この【吉井英二の必勝シークレット・レジュメ<政治学>】です。

当テキストは、
これまでの法律、行政学シリーズと同様に、
・知識を整理・吸収する**インプット部分**と、
・それらをアウトプットするための**過去問の選択肢**
から構成されています。

また、
【過去問の選択肢】に関しては、
例えば、

【国ⅡH19】 ×

N. マキアヴェッリは、
祖国であるイタリアの政治的分裂による混乱に直面した経験から、
国家を安定させるには君主が強力な指導力を発揮することが必要であるとした。
その一方で、イタリア統一の求心力をローマ教会に求め、
君主といえども教会の権威には無条件に服することが必要であるとした。

とある場合、
【国ⅡH19】の横に、当該選択肢の正解を、○×で掲載しています。
また、
間違いの箇所を**波線**にしています。

なお、
インプット部分を読み込めば、
『正誤判断はできる』ようになっていますので、
過去問の解説は、基本的には省略しています。

正誤の判断がつかない場合は、
再度インプット部分を熟読するようにして下さい。

※なお、インプット部分の**四角の囲み**、**グレーの網掛け**、**下線部**は、
単なる重要箇所、キーワードの強調です。

では、
『最短・最速』で政治学をマスターし、
公務員試験を楽しく攻略しましょう！

【目次】

・古代ギリシャの政治思想	P. 1
・絶対主義時代の思想	P. 2
・社会契約説 ホッブズ、ロック、ルソー	P. 6
・民主主義	
シュンペーター	P. 11
ダール	P. 13
マクファーソン	P. 15
ポリアーキー論	P. 21
・自由主義	P. 23
功利主義	P. 24
ロールズ	P. 28
・福祉国家	P. 34
・現代政治学の理論	P. 36
G. ウォーラス	
・イーストンの政治システム論	P. 37
・アーモンドの政治文化論	P. 40
・多元的国家論と一元的国家論	P. 42
・イデオロギー	P. 45
K. マルクス、マンハイム	
・変換型議会とアリーナ型議会	P. 49
・ヴィスコシティの概念	P. 51
・選挙制度	P. 52
・小選挙区制	P. 53
・比例代表制	P. 57
・デュヴェルジェの法則	P. 61

・政党	P. 62
・サルトーリによる政党制の類型	P. 63
・利益集団（圧力団体）	P. 70
・多元主義理論	P. 76
・ネオコーポラティズム	P. 79
・各国の政治制度	
アメリカ	P. 82
イギリス	P. 86
フランス	P. 88
ドイツ	P. 90
・権力論	P. 91
・エリート論	P. 98
パレート、ミヘルス、ミルズ	
・リーダーシップの類型	P. 103
・政治意識	P. 106
・政治的無関心	P. 107
・投票行動研究	P. 110
コロンビア学派とミシガン学派	
・マスメディア論	P. 114
・マスメディアの機能	P. 118
・戦後の日本政治	P. 121

【古代ギリシャの政治思想】

政治思想の創始者は、

古代ギリシャ末期の

ソクラテス、**プラトン**、**アリストテレス**らであると
考えられている。

↓なお

ソクラテス (469 頃～399 B.C.) は、

無知の知を悟らせるため、

問答による対話を重視したので、

著作を残しておらず、

また最後は『**若者を墮落させた**』罪により**処刑**された。

↓但し

彼の思想は**後継者**によって伝えられており、

その『後継者の1人』が

プラトンであり、

著書として『**ソクラテスの弁明**』がある。

プラトン (427～347 B.C.)

↓彼は

哲人王政を唱えた。

↓ここで

哲人王とは、

政治の目標である**善のアイデア**を認識し、

政治の技能として『**高貴な嘘**』を駆使できる者である。

↓なお

アイデアとは**永遠不変の真理**のことで、

なかでも**頂点**が**善のアイデア**とされる。

【地上】○

プラトンは、現象の背後には**アイデア**が存在しており、

政治哲学者が**善のアイデア**に基づいて行うことが最も望ましいという

哲人政治を唱えた。

【絶対主義時代の思想】

絶対主義時代（16～18世紀）とは、
中世の**封建国家**と**近代国家**の過渡期であり、

↓

中世の**封建国家**が
ローマ・カトリック教会の権威失墜や
貴族勢力の衰退などにより崩壊する中、

↓

国王の権力基盤が**強化**され、
中央集権国家が形成されていく時代である。

（※その後、**市民革命**を経て**近代国家**に移行する。）

↓そして、

この絶対主義時代の政治思想家としては、
マキャヴェリと**ボエダン**が重要である。

N・マキャヴェリ（1469～1527）

↓彼は、

祖国イタリアの政治的分裂による混乱を目の当たりにし、

国家の安定には、

強力な指導力をもつ**君主**が必要であると考えた。

（※彼はイタリア統一の求心力をローマ教会に求めたわけではない。）

↓そして、

『**君主論**』の中で、

支配者に求められるものを

①**フォルトゥーナ**（人間の力を超えたもの＝**運命**）

②**ヴィルトウ**（人間の**有能さ**あるいは**意志力**）

とする。

※君主は②**自己の力量**によって①**運命**を味方につけよ。

そうすれば**国家の統治**はうまくゆくだろう！というイメージ。

↓さらに、

君主に必要な要素として、

国民を十分に**操作**し得る『**キツネの知恵**』と

国民を**畏服**させ得る『**ライオンの見せかけ**』とする。

【国ⅡH21】○

政治的リーダーに求められる資質に関して、
プラトンは、政治の目標である「善のアイデア」を認識し、
政治の技能として「高貴な嘘」を駆使できる哲人王が
政治的リーダーになるべきだとし、
N. マキアヴェリは、国民を十分に操作し得る「狐の知恵」と
国民を畏服させ得る「ライオンの見せかけ」とを兼ね備えた君主が
国家の政治に当たる必要性を説いた。

【国ⅡH19】×

N. マキアヴェリは、
祖国であるイタリアの政治的分裂による混乱に直面した経験から、
国家を安定させるには君主が強力な指導力を発揮することが必要であるとした。
その一方で、イタリア統一の求心力をローマ教会に求め、
君主といえども教会の権威には無条件に服することが必要であるとした。

【東京都H16】×

ボダンは、君主には、道徳的に優れているように装うことと、
愛されるよりも怖れられることが必要であるとし、
「狐の狡知と獅子の力」をもつ君主を理想とした。
※マキヤベリの主張である。

【東京都】×

マキアヴェリは、ヴィルトゥ（力）によってフォルトゥーナ（運命）を
まったく意のままに操ることができるような強力な君主像を抱いていた。

※彼の考えは、『力^①で運命を操る』のではなく、
あくまでも『力^②で運命を味方につける』イメージである。

J. ボダン (1530 頃～1596)

↓

16 世紀後半のフランスは、

宗教戦争 (ユグノー戦争) が発生し、

『**ユグノー派 (プロテスタント) の抵抗運動**』が激しさを増していた。

↓それに対抗するため

ボダンは、

『**国家論**』を公刊し、

国家と**主権**という 2つの概念をもって

『**絶対王政の確立**』に思想的な武器を提供した。

↓ボダンによると、

国家を他の団体から区別する指標が

主権であり、

それは『**国家の絶対的かつ永続的な権力**である』とされる。

↓そして、

主権は地上の**いかなる権威**にも**拘束されない**。

↓但し、

正しい統治であるためには、以下の**2つの制約**を受ける。

↓それは

①**神法**と**自然法**による制約、

②**王国基本法**による制約である。

【国Ⅱ H21】 ×

英国の名誉革命について分析した**J. ボダン**は、

国家を他の諸団体から決定的に区別するためのメルクマールとなる主権の概念を唱えた。

ボダンによると、主権は、国家の絶対的かつ恒久的な権力として存在し、

いかなる神法・自然法の拘束を受けない。

※ボダンは、イギリス名誉革命について分析したのではない。

【東京都 H16】 ○

彼は、16 世紀後半のフランスにおける宗教戦争を背景に、

国家とは主権の権力を伴った正しい統治であるとして、

初めて国家の主権の概念を唱えた。

H. グロティウス (1583~1645)

↓彼は

宗教的不寛容と戦争の惨禍に直面した時代を生きたことから、
全ての宗派が承認できる、
『**人類共通の法**』を探究することが主な関心であった。

↓そのため、

『**自然法**』の基礎を
『**神意**』ではなく、
人間の本性としての**社会的欲求**に求め、
生命、自由、身体**の安全**などを**自然法上の権利**として位置付けた。
(※このことから、彼は、『**自然法の父**』と称せられる。)

↓但し彼は、

宗教上の理由から**フランス**に亡命し、
国王**ルイ 13 世**の保護を受けた経緯から、
絶対君主に対しては、人々は**自然法上の権利**を**譲渡**しようと主張する。

↓また彼は

『**戦争と平和の法**』を著し、

↓さらに

ヨーロッパ各国間の**通商のルール**である
『**海洋法**』を体系化したことから、
『**国際法の父**』とも呼ばれている。

【国Ⅱ H19】 ×

H. グロティウスは、自然法の基礎を人間の本性としての**社会的欲求**に求め、
生命、自由、身体**の安全**などを**自然法上の権利**として位置付けた。
また、人間の社会的平等性を前提として、
人々は自らの持つ自然法上の権利を、
絶対君主に対しても全面的に譲渡することはできないとした。

【国Ⅰ H18】

H. グロティウスは、ヘレニズム期以来の自然法思想を受け継ぎ、
神の法が理性の働きによって自然法として現れ、
この自然法が人間社会を規律する役割を果たすと唱えて、
キリスト教に基づく自然法理論を完成し、「自然法の父」と呼ばれた。
しかし、自然法は、人間の本性のみから導き出され、神自身によっても
変更され得ないものであると主張する近代的・世俗的自然法の立場から
グロティウスは批判された。

【社会契約説】

社会契約説は、
 17～18世紀のヨーロッパ市民革命期の代表的な政治思想である。
 ↓とりわけ重要なのは、
T. ホッブズ
J. ロック
J. J. ルソーの諸説である。

彼らの**社会契約説**の理論構成の特徴は、以下のとおりである。
 ↓
 まず**自然状態**を想定する。
 ↓その上で、
 その不都合を克服するため、
 各人が**社会契約**を**相互**に結び、
国家を設立する。
 ↓但し
 想定する自然状態などは論者によって異なり、
 そのため、
国家の性格も**異なったもの**となる。

【各説の整理】

	ホッブズ	ロック	ルソー
時期	ピューリタン革命期	名誉革命期	
自然状態	万人の万人に対する闘争 (人は利己的)	自然法に基づく 平和な状態 ※但し解釈の争いは起こる	平和だが、 文明化の過程で墮落し、 戦争状態に陥る。
契約目的	自己保存や平和の獲得	自然権(財産権) を確実に確保	人間性の回復
国家観	国家主権の強化 →抵抗権 ×	国家権力を限定 →二権分立 →抵抗権 ○	代議制は× →直接民主主義で。
主著	リヴァイアサン	市民政府二論	社会契約論

T. ホブズ (1588~1679)

↓彼は、

『**リヴァイアサン**』(1651)において、以下を主張。

↓

人間の**自然状態**は、
自由で平等であるが、
利己的でもある。

↓その結果

人間同士に『**相互不信と恐怖**』を生み、
『**万人の万人に対する闘争**』がおこる。(※『**人は人に対して狼**』)

↓そこで

こうした戦争状態から逃れて
自己保存や**平和**を獲得するため
人間は**理性**を働かせて**社会契約**を結び、
国家 (=リヴァイアサン)を形成する。

※リヴァイアサンとは、『旧約聖書に登場する怪物』のこと。

↓そして

元の戦争状態に戻らないよう、
主権を**強化**する必要があるため、
国家の主権は**絶対・不可分・不可侵**である。

↓このように

国家主権は**絶対**であるため、
国民の**抵抗権**は**認められない**。
※このように**主権**が強化された**国家**を**一元的国家論**という

↓その結果

ホブズの理論は、**絶対主義体制**を**擁護**した。

↓それは、

彼が生きていた時代が**イギリス・ピューリタン革命の混乱期**であり、
『**秩序と平和の回復**』が重要な課題だったからである。

【国ⅡH21】 ×

T. ホブズは、国家や制度が存在する以前の段階において、
人類が自己保存のための自然権を正当に行使し、平和と秩序を保っていたと考えたが、
さらに人類が発展するためには、国家による管理が必要不可欠であると考え、
個人の所有権を制限すべきであると主張した。

【国ⅡH19】 ×

T. ホッブズは、『リヴァイアサン』において、人間の自己保存のための活動による「万人の万人に対する闘争」を抑制するためには、社会契約による政府の創設が必要であるとした。その一方で、市民は、政府が市民の信託に反して活動した場合にはこれを交替させる抵抗権を有しているとした。
※前半は正しいが、後半がダメ。

【国ⅡH23】 ×

ホッブズは、自然状態では「万人の万人に対する闘争」が生じているため、人々が自然権として持っている自己保存の権利が損なわれてしまうとした上で、人々は契約によって主権者を選び、主権者は契約の範囲内でのみ権力を持ちうると論じた。そして、この立場から、絶対王政及びそれを擁護する王権神授説を批判した。

【特別区H17】 ×

ホッブズは、理性の戒律である自然法の作用により、自然状態を平和な状態ととらえていたが、公権力と実定法がないため、潜在的には「万人の万人に対する闘争」状態に転落する可能性があるとした。

【特別区H17】 ×

ホッブズは、社会契約は個人の相互的な契約ではなく、人民と主権者との間の契約であるとし、成立した国家が再び最悪の自然状態に転落する危険性を回避するため、主権者の権利を絶対不可侵のものとした。

※ホッブズのいう契約とは、
人民と主権者との間で結ぶ統治契約ではなく、
個人相互間で結ぶ社会契約である。

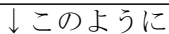
J. ロック (1632~1704)



『**市民政府二論(統治論)**』(1690)において、以下の理論を主張。

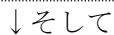


自然状態においては、
人間は**理性的判断**に従い、
他者の権利を侵害しないよう行動する。
↓したがって
人間の自然状態は、
『一応』**自由・平等・平和な状態**である。
↓しかし
自然法の解釈は各人に委ねられているため、
そこには**不安定要因**が付きまとう。
↓そこで
自然権(生命、自由、財産)を確実に保障していくために
人々は相互に**社会契約**を結び、
市民社会を形成する。
↓その上で
市民社会は**信託**によって**政府に権力**を与える。
(※あくまでも**権力の信託**であり、**移譲**ではない点に注意。)



国家権力を**限定的**に捉えるために
権力を分立させる必要がある。
↓具体的には
議会の権限：**立法権**と
国王の権限：**執行権**(行政権)の2つに分けて
二権分立を唱えた。

※なお、**立法**、**司法**、**行政**の**三権分立**を主張したのは、
『**法の精神**』を著した**モンテスキュー**なので、混同しないように注意。



政府が**設立目的に反する事態**を起こした場合には、
市民は**抵抗権**(=革命権)を行使できる。



ロックの革命権の思想は、**イギリスの名誉革命**(1688年)を正当化し、
アメリカ独立革命(1776年)や**フランス革命**に大きな影響を与えた。
※しかし**ピューリタン革命**(1642年~)は時代が異なり、無関係である。

【国ⅡH19】×

J. ロックは、『統治二論』において、
自然状態下では人間は自然法の範囲内で理性的判断に従い、
互いに各人の権利を侵害することがないように行動するが、
この自然状態下の社会は不安定であるため、社会を安定させるために、
立法、司法、行政の三権が分立した統治機構を整備する必要があるとした。

【国ⅡH23】×

ロックは、自然権を制度的に保障するために人々は市民社会を形成し、
市民社会は信託によって政府に権力を与えるとした。
このロックの主張では、社会が政府に信託した統治は限定的であり、
政府が自然権を侵害する場合には抵抗権が行使できることとされたため、
当時進行していたピューリタン革命を理論的に補強することとなった。

J. J. ルソー (1712～78)

↓彼は

一般意思という概念を想定した。

↓これは

公共の利益を目指す全人民の意思（絶対的）であり、
各人の意思の総和である**全体意思**とは区別される。

↓そして、

この一般意思は譲渡・放棄は不可能であることから、
人民が主権者となる（**人民主権**）。

↓また

代議制は**否定**され、

直接民主主義制が成立する。

【国税H7】○

J. J. ルソーの社会契約思想は、全員一致により、
すべてを一般意志の最高の指導の下に置くことを求めるものである。

【国ⅡH23】×

ルソーは、各人の意思の総和である「一般意思」というものを想定し、
一般意思を政治に反映するためには社会の多数派に主権を委ねることが必要で
あるとした。そして、アメリカ合衆国の代議制民主主義はこの理論を体現する
ものと積極的に評価して、フランスにおいても導入することを主張した。